

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会

日時：令和5年1月30日（月）午前11時00分～

場所：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

議 事

1 答 申

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案

2 諮 問

「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

3 受理報告

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」事後調査計画書

「町田市資源循環型施設整備事業」事後調査報告書（工事の施行中その3）
他4件に係る報告

4 その他

【審議資料】

資料1 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案について

資料2 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	日下委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	袖野委員	横田委員
	高橋委員	渡邊委員
	平林委員	

(16名)

事務局 藤本政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長

資料 1

令和5年1月30日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮越 昭暢

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年5月31日に「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回っているが、計画地周辺には住宅等が近接することから、防音パネル等の採用や建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

【水質汚濁】

計画道路は、浅川及び川北用水路と交差することから、水底の掘削やコンクリート工事及び一時的な流路の切り回し工事等に伴う水質汚濁が生じる可能性があり、水生生物の生息・生育への影響も懸念され、特に流量の少ない川北用水路では、小規模な工事であっても、その影響が顕著に現れるおそれがある。このため、交差部の構造や施工方法を可能な限り明らかにした上で、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

【地盤、水循環 共通】

工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで地下水の湧出を抑制していることから、土留壁や地下構造物の設置範囲、これらと地下水位等との関係についても明らかにした上で、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水変動の防止に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4年 5 月 31 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 4年 7 月 22 日	・現地視察
部 会	令和 4年 10 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 11 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 12 月 20 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 1 月 20 日	・総括審議
審議会	令和 5年 1 月 30 日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

資料 2

4 環 総 政 第 6 6 4 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 5 年 1 月 30 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 545 号 「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (1 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業	令和5年1月10日
2 事 後 調 査 報 告 書	町田市資源循環型施設整備事業(工事の施行中その3)	令和4年11月22日
3 変 更 届	大井町駅周辺広町地区開発	令和4年12月12日
	三田小山西地区第一種市街地再開発事業	令和4年12月22日
	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	令和4年12月23日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	三田小山西地区第一種市街地再開発事業	令和4年12月22日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業	令和5年1月17日

受 理 年 月 日
令和 5 年 1 月 10 日

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」
環境影響評価書素案への事前の助言と評価書への反映状況

項 目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
騒音・振動 1	<p>工事施工中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、工事完了後における関係車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、施設の供用に伴う騒音の予測(設定)条件や手順が丁寧に説明されている。</p> <p>ただし、施設の供用に伴う騒音の予測手順で幾つかの疑問点、および設定条件の未記載(不明な箇所)がある。</p> <p>一つ目は音源のパワーレベルの設定で単位面積当りのパワーレベルの推定手順は記載されているが、観客席の面積の記載がなく、設定されたパワーレベルが不明である。また、客席の面音源高さを一律の9mに設定した根拠(理由)の記載がない。(資料168～169ページ)</p> <p>二つ目は(本編231ページ)予測結果と現状の調査結果(実測)を40m、160m、320mの3地点で比較しているが、まず、本編・資料編のいずれにも現状の調査結果の記載がない。また予測と実測が160mと320mではほぼ一致しているものの、40m地点で大幅に乖離している。この乖離した理由の説明がないまま、予測結果から80m地点で55dBを満足すると断言できないと考える。</p> <p>三つ目は、将来の野球場棟(球</p>	<p><u>観客席の面積(12,437m²)については評価書に記載いたしました^①。また、観客席の面音源については傾斜した設定とすることが難しいため、<u>客席の最高高さでかつ、受音点側であるスタジアム周辺に近い9m高さとして設定しました。これについても評価書に記載いたしました^②。</u></u></p> <p>現状の調査結果については評価書のp.172に記載させていただいております。現地の状況により調査結果と予測結果が異なる地点もございますが、施設騒音の予測については環境影響評価調査計画書において、伝搬理論式により計算することとしております。</p> <p>また、予測において反射音は考慮しておりませんが、仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射したと仮定した場合、55dB(予測結果)×2=58dBとなり、現況の神宮球場から近傍住宅までの距離(約160m)におけるスタジアム高さの騒音レベルと同程度と予測されます。野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めてまいります。</p> <p>(①資料編P168～169、②資料編P168)</p>

項目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>場) に最も近い住宅(北青山一丁目)に対する影響予測の際、現状(本編 18 ページ)と将来配置図(本編 22 ページ)の大きな違い、即ち、巨大な建物(複合棟 A と事務所棟)から反射を考慮していない点である。これらの建物は地上 190 m の高さ、幅 80 m~120 m の大きな反射面を有する。これだけの規模の建物は現状の球場周辺にはなく、ここからの反射音は直近住宅の球場高さ(11 m)の予測結果に少なからぬ寄与(影響)があると推察される。</p> <p>学会等が推奨した予測手法が存在しない、とても難しい予測計算であることは十分に理解している。しかし、大学野球等の大会は土日の昼間に、プロ野球は平日の夕方以降の開催であり、将来に亘って住居地域に騒音という影響を与えることになる。その予測計算であることを踏まえ、緻密で精度の高い推定計算をお願いしたい。</p>	
騒音・振動 2	<p>球場高さでの騒音の予測・評価を行っていただき、ありがとうございました。ただ、予測式や予測条件等の詳細は資料編への記載で十分と思いますが、予測結果及び資料編 p. 173 の最後の「なお、現況の神宮球場から・・・環境保全措置に努めていく。」という段落は、資料編だけでなく、本編にも記載した方が良いと思います。</p>	<p>球場高さでの騒音の予測結果^①及び球場騒音に対する配慮の記載^②については、本編においても記載させていただきました。 (①本編 P231, 241~242、②本編 241~242)</p>
生物・生態系 1	<p>4つの公園等(神宮外苑、新宿御苑、明治公園、代々木公園)によるみどりのネットワークの形成を認識し、鳥類をはじめとした生態系</p>	<p>周辺の公園等とのみどりのネットワーク図について、評価書 p. 333 に記載しています。</p> <p>計画地周辺には、隣接する聖徳記念絵画</p>

項目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>の保全に配慮していく必要がある。</p>	<p>館周辺、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の緑地に植栽樹群（混交、落葉広葉、常緑広葉）の植栽が広く残存します。</p> <p>本事業の緑地は周辺のみどりをつなぐ結節点にあたることから、改変する神宮外苑広場（建国記念文庫）や再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地について、鳥類をはじめとした生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画です（評価書 p. 358）。</p> <p>モニタリングの計画については、事後調査計画書の中でお示しし、それに基づき事後調査を実施して確認し、審議会ですべて事後調査報告書等において報告します。</p>
<p>生物・生態系 2</p>	<p>評価書 p. 6 L. 1～</p> <p>「事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は生じない。」とあるが、絵画館前広場における伐採影響による面積・体積の減少について触れられておらず、絵画館前広場を含めた記述とすることをお願いしたい。</p> <p>また、「工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は 19.6%となり、現況の 16.0%を上回る。緑の体積は 331,466m³ となり、現況の 346,284m³ を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。」とあるが、絵画館前広</p>	<p>絵画館前広場はアセスの対象外です。参考までに絵画館前広場における緑地の状況については、絵画館前広場を含めた毎木調査結果を評価書に掲載させていただきました。</p> <p>また、<u>緑の量等の変化の内容及び程度を踏まえた記述といたしました</u>^①。</p> <p>絵画館前広場は現況と同様にまとまった緑地が整備されることから、本事業の緑地及び周辺の公園等を含めた緑のネットワークを形成するものと考えます。</p> <p>（①本編 P359）</p>

項目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>場の減少分を加えた量・体積が、本事業と隣接事業による累積的影響と捉えられるため、絵画館前広場における量の変化の内容及び程度を踏まえた記述とされることをお願いしたい。</p>	
<p>生物・生態系 3</p>	<p>評価書 p.6 L.24～ 「ラグビー場の配置は変更できないものの、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとする。」とあるが、配置が変更できない根拠を示すことをお願いしたい。また、どれだけ高さを抑えることが可能なかの設計変更の幅は、ラグビー場計画要件からある程度予測ができるはずであり、それを踏まえた記述とすることをお願いしたい。(予測ができない場合、なぜ予測ができないかを記すことをお願いしたい。)トラス屋根の構造自体を見直す可能性がある場合、構造も含めた検討を行う旨を記述されたい。(景観 評価書 p.9 と共通)</p>	<p>ラグビー場の施設計画については、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、国際規格（ワールドラグビー競技規則）に準拠し、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要があります。</p> <p>ラグビー場の施設設計の深度化に合わせ、生物・生態系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとします。</p> <p>詳細な形状については今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請します。</p> <p>その中でどの程度高さを抑えることが可能かも含め、構造や形状、高さを含めた詳細な設計については今後の検討となりますので、樹木への影響等に配慮して設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画です。</p> <p><u>上記を踏まえた記載としました①。</u></p> <p>さらに、検討状況につきましては、事後調査で確認し、審議会ですべて調査報告書等において報告します。</p> <p>(①本編 P344)</p>
<p>生物・生態系 4</p>	<p>評価書 p.6 下から3行目～ 「同様に4列のいちょう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応</p>	<p>御堂筋のイチョウ並木における「50～100年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」を参考とさせていただき、<u>緑豊かな風格ある景観を創出し、次の100年を見据えた多様な</u></p>

項 目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>じて対応を行っていく。」とあるが、御堂筋のイチヨウ並木における「50～100年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」のように、長期的な保全の目標を示すことをお願いしたい。</p> <p>p. 20「事業の基本的方針」、p. 351「いちよう並木の保全について」においても同様。</p>	<p><u>緑化を計画していくことを事業の基本計画の中に記載^①させていただきました。</u></p> <p>(①本編 P20)</p>
<p>生物・生態系 5</p>	<p>評価書 p. 7 L. 19～</p> <p>「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものと考え。」については、地点5が神宮外苑広場の北端に位置しており、そのことを考慮する必要がある。神宮外苑広場の南側では、必ずしも「日照は確保される」と言えないのではないか。確認のうえ見直しを検討されたい。</p>	<p>神宮外苑広場（建国記念文庫）の北側については、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日照は確保されますが、ご指摘いただきましたとおり南側を含めて誤解のないよう文章を修正させていただきます。</p> <p>ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件と観客数等で計画しています。</p> <p>詳細な形状については今後の検討となるため、<u>可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める旨、記述を修正^①させていただきました。</u></p> <p>(①本編 P344)</p>
<p>生物・生態系 6</p>	<p>評価書 p. 323 ほか</p> <p>「シジミチョウ類」と東ねているが、シジミチョウ類はヤマトシジミなどの草本性、ムラサキシジミなどの林縁性、アカシジミなどの樹林性とハビタットが多様である。ここでは林縁性のムラサキシジミ（文献確認種）等を指標とすることが妥当と考えられる。検討を</p>	<p>左記頂いたとおり<u>指標種をムラサキシジミに修正させていただきます^①。</u></p> <p>(①本編 P364, 374)</p>

項目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>お願いしたい。</p>	
<p>生物・生態系 7</p>	<p>評価書 p. 336 「表 8.6-29(1)の伐採本数には15年という事業期間中の安全管理・維持のための伐採を「枯損木」として311本を含んでいる。」について、この311本の根拠が不明であるため、具体的に記述をお願いしたい。</p> <p>また、「なお、明治神宮によると、当地区の樹木や緑については樹齢の経過とともに、樹勢も弱くなってきている樹木も少なくなく、来訪者の安全を維持・確保の徹底の観点から日常的に、倒木や枝折れ・落下対策など実施している。管理実績として、過去15年間で道路通行車両・歩行者への安全管理上等の理由で約300本の枯損木について除去が行われている。」について、具体的な根拠が不十分であり、枯損木の規模や樹齢なども不明である。根拠を示すことをお願いしたい。</p>	<p>明治神宮外苑における樹木の管理実績によると、平成17年から令和元年までの15年間に枯損木として約300本の除去が行われておりますので、それをもとに左記の記述をさせていただきます。</p> <p>枯損木の規模については本数のみ把握しており、樹齢については把握しておりません。</p>
<p>生物・生態系 8</p>	<p>資料編 p. 195-196, p. 198 「注」網掛けは注目される植物種の「植物種」は「動物種」の誤りと思います。</p>	<p>下記のとおり修正させていただきました ①。 (①資料編 P194-195, 198)</p>
<p>生物・生態系 9</p>	<p>資料編 p. 458-465 【参考】「街路樹再生の手引き」 御堂筋では影響検討会の設置や保育管理計画の策定がされており、行幸通りでは樹勢回復工事と追跡調査がなされているが、これらを本事業ではどのように参照するのか不明である。両方の取り組</p>	<p>4列のいちょう並木について、資料編 p. 458～465 に示すイチョウの保全事例においても樹勢回復工事がなされていることを踏まえ、本事業においても樹勢に応じた保育管理や、活力度調査などモニタリングを実施する^①ことにより、イチョウの保全を図る計画です。また、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将</p>

項目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>みを踏まえて、長期的な保育管理計画と樹勢回復の考え方を示してほしい。</p>	<p>来にわたって保全を図る計画です。さらに、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、<u>根系の状態に応じた基礎構造、施工方法等を精査するとともに、根系を保護するよう根を守るゾーンを設定するなどの配慮を行う</u>②ことにより、イチョウの保全を図ります。</p> <p>上記の状況については事後調査を実施して確認し、審議会ですべて事後調査報告書等において報告します。</p> <p>(①②本編 P351, P371)</p>
<p>生物・生態系 10</p>	<p>資料編 p. 466 表 2. 4-19(1) 表層根系調査結果</p> <p>表層根系調査に関する記述について、実施目的とそれに対する成果を含めて、充実をお願いしたい。</p> <p>「柵より外壁想定ライン側におけるイチョウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できないが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は柵の手前の根にとって条件の良い域に主に拮がっていると考えられる。」とあるが、これがなぜ「根系調査においては、縁石より 6.5m 付近はイチョウの根域と柵や盛土・生垣の境界付近であり、細根・側根・斜出根の有無、程度を土壌断面と併せて行う位置として適切と考えられる。」と言えるのか、両者の関係性が不明瞭であり、説明をお願いしたい。</p>	<p>表層根系調査の実施目的としましては表層約 20cm の範囲において、事前にイチョウの根の伸長量、どこまで根の先端が伸びているのかを把握し、根系調査における掘削位置の妥当性の確認を目的としています。</p> <p>調査の結果、柵より外壁想定ライン側におけるイチョウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できませんが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は柵の手前の根にとって条件の良い域に主に拮がっていると考えられます。</p> <p>柵や盛土、生垣の下部にも根が伸長していることは予想されますが、表層調査では太い根は少なかったため、土壌環境域の異なる境目付近で調査を行うことは妥当であると考えます。</p> <p>従って縁石より 6.5m 内外で細根・側根・斜出根の有無、程度を土壌断面と併せて行うことは適切と考えます。</p> <p><u>上記について評価書においても追記させていただきました</u>①。</p> <p>(①資料編 P466)</p>
<p>生物・生態系 11</p>	<p>資料編 P. 222-223</p> <p>4 列いちょう並木西側の西に列植されている樹木(クロマツ・サクラなど)について、移植時に根系の根鉢を養生する際、隣接するイ</p>	<p>4 列いちょう並木西側の西に列植されている樹木と隣接するイチョウの根系が絡まり合っていた場合の対応については、イチョウの根の保存を優先させるため、移植樹に対する根回し範囲の調整などを行う考</p>

項目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>チョウと根系が絡まり合っていた場合にどのように根系を処理するのか、対処方法を検討しておく必要がある。検討のうえ追記を希望したい。</p>	<p>えですが、個別の状況にもよりますので、この場合においては樹木医等の見解を踏まえ対応してまいります。</p> <p>また、移植計画等については今後、審議会で事後調査報告書等において報告いたします</p>
<p>生物・生態系 12</p>	<p>資料編 p. 474</p> <p>表 2. 4-21(1) 土壤環境調査結果(透水及び硬度試験)の結果からは、多くのエリアで土壤固結・締め固まりによる根詰まりが見受けられる。本結果は評価書本編(評価書 p. 321)において位置づけることをお願いしたい。根詰まり状態にある移植対象木の移植にあたっての配慮事項を整理する必要があると考える。</p> <p>また、移植樹木により形成する植栽エリアの土壤基盤の形成方法についても、本編において具体的に示されたい。</p>	<p><u>透水及び硬度試験の結果については評価書本編においても記述を追記させていただきました①。</u></p> <p>その結果によれば、土壤環境としては硬い土質が多いですが、透水が良好で腐植も多いため、植栽客土としての使用は可能と考えられます。そのため、<u>移植工事においては、土壤改良等により良好な植栽基盤を形成するとともに、作業時の踏み固めや雨天時の作業を控えるなどの配慮が必要と考えておりますので、それを環境保全のための措置に追記させていただきました②。</u></p> <p>また、移植先はまとまったエリアを確保し、良質な植栽客土を面的に敷設することで、活着を促進するとともに土中に根が伸長するスペースを十分に確保し、舗装面からの照返しや乾燥にも配慮することにより、健全な植栽環境を創出する計画です。</p> <p><u>計画の深度化に伴い、移植時期、方法、現況の土壤環境の状況を踏まえた植栽基盤確保の考え方、仮移植期間における養生計画及び養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等については今後、審議会で事後調査報告書等において報告いたします③。</u></p> <p>(①本編 P321～322、②本編 P369、③本編 P371)</p>
<p>景観</p>	<p>評価書 p. 9 p. 34～, p. 462</p> <p>「また、野球場棟の防球ネットやスコアボード、照明等の高さについては4列のいちょう並木の高さに配慮するとともに、落葉期に</p>	<p><u>落葉期のいちょう並木のビスタ景観への影響について、事務所棟高層建築物も含めた記述に修正させていただきました①。</u></p> <p>(①本編 P474)</p>

項 目	評価書素案への事前の助言	事前の助言に関して評価書への反映状況
	<p>これらが眺望できることに配慮し、」とあるが、落葉期には事務所棟高層建築物によるいちよう並木のビスタ景観への影響についても懸念される。これを踏まえた記述を充実することをお願いしたい。</p>	
その他	<p>評価書における根系調査の位置づけ</p> <p>p. 31に「令和5年1月に根系調査を行う」とあるが、なぜ評価書にいちよう並木の根系調査結果を踏まえた影響の予測評価が含められないのか、都民に対して十分に説明がなされていない。根拠が都民に十分に伝わるよう、情報提供を行うことをお願いしたい。</p>	<p>4列のいちよう並木に関して、本年8月の審議会答申では「野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと」「調査結果を示し、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること」をご指摘いただきました。</p> <p>審議会答申でのご指摘内容を受け、いちよう並木の根系調査における掘削箇所 の妥当性の確認を目的とした表層調査を令和4年11月に実施しました。</p> <p>それを踏まえて、いちよう並木の根系調査を冬季に行う必要があることから、令和5年1月に根系調査を実施し、その結果を令和5年春以降の審議会です後調査報告書として説明いたします。</p> <p>いちよう並木の根系調査結果を踏まえて、新野球場の建築計画（令和5～7年）等においていちよう並木の保全措置を示し、審議会です報告いたします。</p> <p>また、上記については事業者のプロジェクトサイトにおいても公表していくなど丁寧な情報発信に努めます。</p>

受 理 年 月 日
令和5年1月10日

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」
環境影響評価書素案への12月26日の審議会総会での助言と評価書への反映状況

項 目	審議会での助言	助言に関して評価書への反映状況
騒音・振動1	<p>ビルからの反射について、この予測は同じ量が戻ってくるということですが、これは球場の一番高いところを壁とみなして回折をしたときの計算だと思えます。</p> <p>私が心配しているのは、ビルから直接住宅に戻っていくルートです。この場合、このルートよりも大きな音が返ってくる可能性があるということです。もう一度その地点に立ち返ってお考えいただければと思います。</p>	<p>今後、野球場棟や事務所棟、ホテル棟の詳細が決定するまでに学会等の資料等を確認し、詳細が決定した段階で予測に取り入れ、審議会で報告いたします。</p>
騒音・振動2	<p>球場高さでの騒音予測について、予測結果が62dbと高い結果になっています。</p> <p>ソフト面に加えて、ハード的な対策を、もし取り得ることがあるとしたら何かないかなということ質問させていただきます。</p>	<p>今後、野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で、予測に取り入れ、審議会で報告いたします。</p>
生物・生態系1	<p>ラグビー場の配置について、少しでも移すことによって、守られる部分もあると思う。</p>	<p>ラグビー場の施設計画については、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、国際規格(ワールドラグビー競技規則)に準拠し、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要があります。</p> <p>ラグビー場の施設設計の深度化に合わせて、生物・生物系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとします。</p> <p>詳細な形状については今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩</p>

項目	審議会での助言	助言に関して評価書への反映状況
		<p>和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請します。</p> <p>その中でどの程度高さを抑えることが可能かも含め、構造や形状、高さを含めた詳細な設計については今後の検討となりますので、樹木への影響等に配慮して設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画です。</p> <p><u>上記を踏まえた記載としました①。</u></p> <p>(①本編 P344)</p>
生物・生態系 2	<p>日本イコモスや外の専門家の方と共同で、根系調査等をやっていると伺いしましたが、それはどのような形で今後進んでいけるか。</p>	<p>樹木医制度の創設に携わり数多くの土壌調査・根系調査の実績がある専門家や、経験豊富な樹木医と協議の上で調査を実施するとともに、調査した結果は審議会で事後調査報告書において報告させていただきます。また、調査結果は事業者のホームページでも掲載いたします。</p>
生物・生態系 3	<p>いちよう並木が、今後継続して東京都のシンボルまた東京都民から愛される景観として、今後も継続できるような計画更新も含めた保存管理計画、特に今回のものでは、高層ビル風や野球場の日影、あるいは野球場の照明等の影響等は出されておりましたので、今後の維持管理計画について具体的に作成していただきたい。</p> <p>また、根系調査後に具体的な保存管理計画をどのように保存管理し、100年継続できるのか、また、絵画館との景観も含めうまく育成できるのか。</p>	<p>4列のいちよう並木について、資料編 p. 458～465 に示すイチョウの保全事例においても樹勢回復工事がなされていることを踏まえ、本事業においても<u>樹勢に応じた保育管理や、活力度調査などモニタリングを実施する①</u>ことにより、イチョウの保全を図る計画です。また、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって保全を図る計画です。また、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、<u>根系の状態に応じた基礎構造、施工方法等を精査するとともに、根系を保護するよう根を守るゾーンを設定するなどの配慮を行う②</u>ことにより、イチョウの保全を図ります。</p> <p>上記の状況については事後調査を実施して確認し、審議会で事後調査報告書等において報告します。</p> <p>(①本編 P371、②本編 P351)</p>
生物・生態系	根系調査の調査結果が、おそら	4列のいちよう並木の生育状況について

項目	審議会での助言	助言に関して評価書への反映状況
4	<p>くホームページにも公開されると思いますので、そのことについてどういう判断を下すのか。</p> <p>その判断の妥当性について、都民の方々、国民が広く懸念を持っておられると思いますので、そういった判断のところに関しても十分な意見交換ができるような形をぜひ取っていただきたい。</p>	<p>では、ホームページで掲載している通り、2022年春には、先端から新芽が出て葉が成育していること等を確認しており、毎木調査の結果は問題ないと認識しています。</p> <p>資料編 p.458～465 に示すイチョウの保全事例において樹勢回復工事がなされていることを踏まえ、本事業においても樹勢に応じた保育管理や、活力度調査などモニタリングを実施する^①ことにより、イチョウの保全を図る計画です。また、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって保全を図る計画です。また、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、根系の状態に応じた基礎構造、施工方法等を精査するとともに、根系を保護するよう根を守るゾーンを設定するなどの配慮を行う^②ことにより、イチョウの保全を図ります。</p> <p>上記の状況については事後調査を実施して確認し、根系調査の結果については、令和5年春以降の審議会ですべて事後調査報告書として説明いたします。また、いちよう並木の根系調査結果を踏まえて、新野球場の建築計画（令和5～7年）等においていちよう並木の保全措置を示し、審議会ですべて報告いたします。</p> <p>さらに、今後の情報発信につきましては、事業計画及び4列のいちよう並木をはじめとする既存樹木の保全状況や樹林地の復元再生状況等についての情報や、事業への都民参加の状況等について、ホームページ等において積極的かつ丁寧に情報公開をしていく方針です^③。</p> <p>（①本編P371、②本編P351、③本編P20）</p>
温室効果ガス	<p>地域冷暖房に限らず、自然エネルギー利用やその他建築の設計であるとか設備の導入に伴って、エ</p>	<p>建物全体で温室効果ガス削減率 20%以上という目標を踏まえ、地域冷暖房をはじめとした設備機器等の詳細の決定に合わ</p>

項目	審議会での助言	助言に関して評価書への反映状況
	<p>エネルギー消費量が明らかになってくると思いますので、そういったような詳細が決まってきましたら、予測に反映するとともに必要に応じて御報告をお願いできればと考えています。</p>	<p>せて、予測に反映し、⑩。審議会で報告いたします。 (①本編 P555)</p>
<p>その他 1</p>	<p>SDGs などを含めて、国際的に模範事例として情報発信できるような環境重視の中で、日本を代表する神宮外苑という場所で、そういう企業がこのような対処をしたというような事例となるように、対処していただきたい。</p>	<p>今後の情報発信につきましては、<u>事業計画及び 4 列のいちよう並木をはじめとする既存樹木の保全状況や樹林地の復元再生状況等について、ホームページ等において積極的かつ丁寧に情報公開をしていく方針です⑩。</u> (①本編 P20)</p>
<p>その他 2</p>	<p>公開周知について、どういう進捗状況で調査をやって、それがどう反映されていくのか、そのタイミングについても示しいただきたい。</p>	<p>各調査の時期と調査結果の報告の時期については、事後調査計画書の中でお示しさせていただきます。</p>

1月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和5年1月30日

■事後調査計画書

事業名：(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業

項目	助言事項	回答
騒音・振動	1 <p>工事完了後の「施設の供用に伴う騒音（野球場棟）」の調査（表5.2-4）について、球場高さでの騒音測定は実施しないのでしょうか（明記されていません）。実施が簡単ではないことは理解できますが、せっかく予測したのですから、検証のために測定した方が良いと思います。</p>	<p>球場高さでの調査については、調査場所の確保の問題から、今後、調査地点の調整を含めて検討いたします。</p>
騒音・振動	2 <p>工事施工中の調査事項(建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動)に関する調査手法は、稼働台数や走行車両が最大となる時点を工事施工内容に応じて複数回設定し、それぞれの時点における騒音・振動を調査するスキームであること、計画地施設境界の騒音・振動予測地点付近、あるいは周辺道路の複数箇所（12ヶ所）が選定されており、特に助言すべき点はない。</p> <p>一方、工事完了後の調査項目（関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動、施設の供用に伴う騒音（野球場棟））のうち、前者については、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動と同様、周辺道路の複数箇所（12ヶ所）での終日（24時間）測定が想定されており、特に助言すべき点はないが、後者には、以下の通り、幾つか助言しておく点がある。</p>	<p>発生源側の騒音の大きさについては、評価書での現地調査と同様に、プロ野球の開催時に事後調査を行う予定であることから、評価書時と同様の騒音の大きさとなると考えていますが、事後調査時の観客数等の状況を現地調査と併せて確認することにより、評価書と同様の状況であったかを検証してまいります。</p> <p>また、住宅地側の調査地点については、野球場から最短距離となる場所を調査地点としましたが、事後調査時の騒音の状況に応じて調査地点の位置を検討いたします。</p> <p>球場高さでの調査については、調査場所の確保の問題から、今後、調査地点の調整を含めて検討いたします。</p> <p>事後調査においては、観客数等がどのような日に調査を実施したかが明らかとなるよう、予測条件の状況についても調査するとともに、「騒音に係る環境基準について」に定める方法（JIS Z 8731）に準拠し、実施してまいります。</p>

		<p>施設（野球場）の移転後における周辺、特に最も近い住宅地への影響の事後調査が、発生源側（野球場からの発生音の大きさ）の調査もない状況下で、住宅地の僅か1カ所、1日（6時～22時）だけの調査結果で評価できるか多いに疑問がある。即ち、道路交通の騒音・振動と同じように、発生源側の調査（入場者数とともに、野球場側の発生音の大きさを評価できるような調査）と同時に住宅地側の調査を行うことが望ましい。また、可能ならば、施設に面する住宅地に複数箇所の調査地点（道路沿い及び異なる高さ）を設けることもお願いしたい。</p> <p>「代表的な1日のうち、施設の供用に伴う騒音の発生時間帯を含む6時～22時とする」という設定条件が、どのような日に行われたか、事後調査報告書の段階で科学的に議論できるような調査手法として頂けるよう、重ねてお願いする。</p>	
<p>生物・生態系</p>	<p>1</p>	<p>生物・生態系の調査内容全体に関わることですが、既存施設の解体においてどのような配慮をされ、解体の影響についての把握はどのような内容をどのような時期に実施され、報告されるのか、整理のうえ記載されることをお願いしたいと考えます。</p>	<p>既存施設の解体に伴う生物・生態系への影響については、神宮第二球場の解体時において移植樹木の状況について報告させていただきます。</p> <p>それ以外の既存施設の解体工事時についても、既存樹木の本数や移植木の移植過程等の状況について報告させていただきます。</p> <p>あわせて、表 5.6-1(1)～(3) (p.73～75)に記載の環境保全のための措置の実施状況についても、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、事後調査報告書において報告させていただきます。</p>
<p>生物・生態系</p>	<p>2</p>	<p>p.73【計画地全般に関する保全措置について】1点目「既存樹木の根鉢と計画建物の地下躯体との離隔を保持する」は、「既存樹木の根系と計画建物の地下躯体</p>	<p>計画建物の地下躯体の位置については、既存樹木の地下部分に配慮し適切な離隔を確保するとともに、その状況を事後調査報告書において確認し、記載してまいります。</p>

		との離隔を保持する」とすべきと考えます。ご検討をお願いいたします。	
生物・生態系	3	p. 75「計画の深度化に伴い・・・事後調査報告書等において報告する。」で述べている移植に関する工程について、表 5. 15-1 では仮移植のみ記載されていますが、どのように移植計画を計画・実施していくのか、プロセスを明らかにしていくべきと考えます。また、すでに仮移植が計画されている段階ですので、表中の「既存樹木の状況」と「移植の状況」は分けて記載し、移植の状況が随時独立して確認できるように調査・報告していただくようお願いいたします。	移植時期や方法等の詳細については決定した後、移植のプロセスについて事後調査報告書に記載させていただきます。 また、事後調査報告書においては「既存樹木の状況」と「移植の状況」を分けて調査、報告させていただきます。 なお、本移植の計画については表 5. 15-1(2) (p. 105)に記載しております。
生物・生態系	4	表 5. 6-4、表 5. 15-1 で、神宮外苑広場（建国記念文庫）といちよう並木（4列）における「植物相及び植物群落の変化の程度」「動物相及び動物群集の変化の程度」「生息（育）環境の変化の内容及びその程度」のモニタリングは、それぞれ、ラグビー場棟工事中・工事完了後、野球場棟工事中・工事完了後に実施することになっていますが、移植の影響や各段階の工事の影響がお互いに関連し合うことが想定されることから、両方の施設の工事中・工事完了後において、両方のエリアを観測対象とすべきと考えます。ご検討をお願いいたします。	植物相や動物相、生息（育）環境については工事の完了後を予測させていただいておりますので、工事の完了後に調査を実施いたしますが、ラグビー場棟一期工事や野球場棟の建設による直接的な影響が懸念されるこれらの工事完了後においても調査を行うこととさせていただきます。 また、両方の施設による樹木への影響については、「既存樹木の状況」の中で工事の施行中及び工事の完了後の事後調査報告書において報告させていただきます。 あわせて、表 5. 6-1(1)～(3) (p. 73～75)に記載の環境保全のための措置の実施状況については、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、事後調査報告書において報告させていただきます。
生物・生態系	5	「植物相及び植物群落の変化の程度」「動物相及び動物群集の変化の程度」「生息（育）環境の変化の内容及びその程度」の把握の時期について、表 5. 15-1 では事業全体が完了した時期（環境保全のための措置の効果を確認できる時期）も対象になっています	「植物相及び植物群落の変化の程度」「動物相及び動物群集の変化の程度」「生息（育）環境の変化の内容及びその程度」の調査時期については、事後調査報告書の p. 76（表 5. 6-4(1)）に「工事の完了後」と記載させていただきました。 また、他案件を参考に 1年間の観測期

		が、表 5.6-4 についてもその旨を反映すべきと考えます。また、事業全体の影響による長期的な変化を把握するためには、全体終了後（2035 年以降）の観測期間が 1 年では短いのではないかと考えます。それぞれ、ご検討をお願いいたします。	間とさせていただいておりますが、樹木の生育状況及び環境保全のための措置の効果の確認状況により観測期間を検討してまいります。
生物・生態系	6	表 5.15-1 で「都市域生態系の変化の内容及びその程度」について、ラグビー場棟や野球場棟の建設にあわせて観測をされる工程になっていますが、解体期間も含めて、事業期間を通じて生態系ネットワークがどの程度形成されてきているかを検証し続けるための方法や工程について検討していただきたく思います。	都市域生態系の変化の内容及びその程度については工事の完了後を予測させていただいておりますので、前述の植物相や動物相、生息（育）環境を含めて基本的には工事の完了後の調査となりますが、事業期間を通じて環境保全のための措置を実施し、生態系ネットワークの保全に配慮してまいります。また、その状況を把握するためにも、既存樹木の状況や動植物の生息にも配慮した植栽計画の状況を確認し、順応的管理を継続していきます。これらの状況については、工事の施行中も含めて事後調査報告書において報告させていただきます。
生物・生態系	7	表 5.15-1「既存樹木の状況」について、どの範囲を対象にどのような調査項目を想定されるのか具体的に読み取れませんでしたので、可能な範囲で明らかにしていただきたいと考えます。	「既存樹木の状況」については、計画地内及び計画地周辺（仮移植先）を対象に、既存樹木（移植木を含む）の本数、移植木の移植過程及び移植先の場所や活着、養生の状況について整理いたします。また、毎年いちよう並木及び移植木については活力度調査を実施いたします。それ以外の既存樹木についても活力度調査を実施いたします。
		特に、仮移植先の樹木のモニタリングは 2024 年のみで足りるのでしょうか。仮移植されたままの樹木が本移植されるまでどれだけの期間を必要とする場合があるかなどを明らかにしていただき、仮移植先が継続して残置される場合は、本移植までの期間を通じてそのモニタリングを具体的に位置付けて頂きたいと考えます。ご検討をお願いいたします。	仮移植先に移植された樹木については 2024 年以降も活力度調査等、モニタリングを実施させていただく予定です。事後調査報告書においては「既存樹木の状況」と分けて「移植の状況」として調査、報告させていただきます。
生物・生態系	8	いちよう並木について、事後調査報告書での報告だけでなく、常	4 列のいちよう並木及び全ての移植木の活力度等のモニタリング結果につい

		<p>に最新の状況を情報公開していく仕組みづくりをお願いします。また、多くの移植木が異なるタイミングで移植されていくことから、全ての移植木を対象に、移植の活着状況や活力度調査の状況等の情報を更新し、常に最新の情報を公開していただくようお願いいたします。</p>	<p>ては、事後調査報告書において報告させていただくとともに、ホームページ等において情報公開をしていく方針です。</p>
生物・生態系	9	<p>事業期間を通じたいちょう並木の保全管理体制についての記述がありませんが、いちょう並木の剪定や落葉落枝の管理などでの行政との連携体制や、樹勢低下時の保全管理のための対応などをどのようにとられるのかといった、保全管理体制とその考え方などを示していただきたいと考えます。</p>	<p>4列のいちょう並木については、従前通り各管理者が連携し、剪定や落葉落枝等の管理を実施していきます。工事中においても適宜、樹木医等の立ち会い指導を受けるとともに、活力度等のモニタリングの結果、万一樹勢が低下していると判断される場合は樹木医などの専門家の指示を仰ぎながら樹勢回復措置を講じるなど適切に保全管理を行ってまいります。</p> <p>また、その状況については事後調査報告書において報告させていただきます。</p>
景観	1	<p>景観の予測は工事の完了後を対象としていますが、各施設の工事のタイミングが異なり、供用開始のタイミングも異なると考えられるため、事業全体の工事完了後の一括での評価では不十分です。動物相・植物相などとあわせて、個別の建築物の建設完了や供用開始の段階で、それに関連する景観への影響を調査・報告していただくようお願いいたします。また、それを更新・蓄積するかたちで、事業の進捗に応じた地区全体の景観の変化(景観のすべての調査内容が該当します)を確認・検証できるような事後調査と情報公開をしていただくようお願いいたします。</p>	<p>ラグビー場棟や野球場棟の詳細が決定した段階でその内容について今後の事後調査報告書等において報告させていただくとともに、それに伴う景観の変化についても検討し、報告させていただく予定です。</p>
景観	2	<p>上記の過程で、それぞれの施設における景観に対する保全措置をどのように具体化したのか、報告を頂きたいと考えます。現時点では熟度の低い各施設計画の具</p>	<p>各施設計画の具体化に合わせて上記の景観の変化について検討を行うとともに、左記いただいたとおり環境へ配慮した事項についても明らかにし、事後調査報告書等において報告させていただ</p>

		体化の根拠とその効果について、具体的に報告をしていただきたいと思います。	きます。
景観	3	絵画館前広場の景観変化も含めた景観への影響（近景域 No. 1 など）を、絵画館前広場が変更された適切な時期に検証することを位置付けていただくよう、お願いいたします。	絵画館前広場については別事業となりますが、上記の景観の変化について検討を行う際に絵画館前広場の状況についても反映することを検討いたします。
自然との触れ合い活動の場	1	環境保全措置の実施にともない、歩行者動線や利用に影響が生じる環境の変化に関わる情報提供を、地域に対してどのように行っているのか、具体的に計画と報告をお願いいたします。あわせて、工事期間中に生じる地域からの要望への対応方法についても、具体的に計画と報告をお願いいたします。	工事の施行中の歩行者動線の状況やその変化について地域への周知を行うとともに、その状況等については、環境保全のための措置の実施状況とあわせて、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、事後調査報告書において報告させていただきます。 地域からの要望等への対応状況についても事後調査報告書において報告させていただきます。
自然との触れ合い活動の場	2	段階的に工事が完了し供用が開始される地区で、人と自然との触れ合い活動にどのような変化が生じたのか、「機能の変化の程度」「環境の保全のための措置」を調査・評価していただくようお願いいたします。現計画書では、景観と同様に、工事完了後の調査期間が事業全体の工事完了後となっていますが、個別の建築物の建設完了や供用開始の段階で、事後調査と情報公開をしていただくようお願いいたします。	工事の施行中の歩行者動線の状況等の調査と合わせて、広場等の状況についても、環境保全のための措置の実施状況を含め、事後調査報告書において報告させていただきます。報告は、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、個別の建築物の建設完了や供用開始の段階で行ってまいります。
廃棄物	1	事後調査計画書の p. 97、「環境保全のための措置の実施状況」に「伐採樹木」に関する記述がある。助言事項として、再資源化のための保管場所について、事業者としての管理をしっかりと行っていただきたい。 具体的には、伐採樹木等の再資源化について、評価書 p. 532 に再資源化物の例示がされているが、それぞれの再資源化に必要とさ	伐採した樹木の計画地内での保管場所については、計画敷地の持ち主である事業者と協議の上で場所を決定して保管するよう、施工会社に対して指導いたします。伐採樹木ほか建設廃棄物の保管については、廃棄物処理法による排出事業者責任や保管基準など法令上の手続きや保管基準に留意して保管いたします。

	<p>れる技術的な保管条件を検討していただきたい。また、計画地外で保管することが必要になった場合、廃棄物処理法による排出事業者責任や保管基準など法令上の手続きや保管基準に留意していただきたい。</p> <p>これらの点をしっかりと整理した上で、質の高い資源化を実現するためのストックヤードの管理を検討していただきたい。</p>	
<p>廃棄物</p>	<p>2</p> <p>以下のように予測評価が具体的に記載されている内容については、極力同程度の具体性をもった事後調査報告がなされることが良いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採した樹木についてはベンチや記念品等の製作、木質歩道や堆肥・ウッドチップ等として利活用するなど ・チップ化して堆肥や土壌改良剤等としてリサイクルする等 ・伐採した樹木のストックの方法については計画地内で保管できる容量を超えるものについては計画地外で保管することとし、工事計画に沿って適切な保管が可能な場所において保管を行う。 	<p>伐採した樹木の利活用やリサイクルの状況、ストックの方法については、具体的な報告をさせていただく予定です。</p> <p>また、伐採した樹木の計画地内での保管場所については、計画敷地の持ち主である事業者と協議の上で場所を決定して保管するよう、施工会社に対して指導いたします。伐採樹木ほか建設廃棄物の保管については、建設廃棄物の廃棄物処理法による排出事業者責任や保管基準など法令上の手続きや保管基準に留意して保管いたします。</p>